

別表2 診療拒絶行為による損害賠償請求事件等に関する裁判例(否定)

通番	裁判例・出典	医療機関	請求原因	医療機関と患者との信頼関係が破壊されていること等	診療拒絶の患者への影響等	結論その他備考
1	平成12年6月29日東京地裁判決  WESTLAW 2000WLJ PCA062 90005	大学付属病院	大学付属病院において胆石症により入院し胆のう摘出手術を予定されていた原告が、病院から手術を拒否されて退院をさせられたことにより1年後に胆石症が悪化して急性胆のう炎を併発したとして損害賠償請求をした。	原告が数回にわたって術前に内服薬を被告担当医師の指示どおり飲まなかったこと、原告には術前において無断外出や無断入浴を行うなど入院患者としてふさわしくない問題行動が多々見られたこと、被告は、原告に対し、原告の行動について注意を与えたにもかかわらず、原告は右行動をやめようとしなかったこと、そこで被告は、原告の問題行動が続くようであれば手術を行わないことを事前に説明していたことなどの状況の下において、手術の直前に原告を不良患者として取り扱う被告の行為を非難する内容が記載され、原告が無断外出について反省していないことがうかがい知ることができる内容の本件意見書を提出したことを知って、被告が原告との信頼関係が保てないと判断したことは、十分首肯できることであって、合理性を欠くものとは認められない。	一般に、無症状の胆石症については手術を行わずに経過観察を続けるとの考えが多いことが認められるから…被告が、原告の胆石症が無症候性のものであり、手術の絶対的適応ではなく、手術中止が、その時点において原告の生命予後に大きな影響を与えるとは考えられないと判断したことは合理的である。そして…手術実施後の外科管理が不十分となる場合に、患者の身体に予想外の結果を発生させる危険性のあることは容易に推測し得ることであり、また、術後の管理には患者自身の協力も必要であると解されることから、医師が、患者との信頼関係が保てないと判断をした場合には、当該疾病について手術が絶対的適応ではないという状況の下で、当該医師が、手術をしないとの結論に至ったとしても、医師に認められた裁量の範囲内の行為として、違法性は認められないというべきである。	請求棄却

通番	裁判例・出典	医療機関	請求原因	医療機関と患者との信頼関係が破壊されていること等	診療拒絶の患者への影響等	結論その他備考
2	平成17年5月23日東京地裁判決  判例秘書 L060319 59	歯科医院	女性歯科医師である被告により歯の治療を受けていた原告が、被告に対し、歯科医師の応招義務に違反して途中で診療を拒否されたことにより、患部の著しい悪化が生じたと主張して、慰謝料の支払いを求めた。	平成15年11月28日のことについてみるに、被告としては、A医師に担当させる方法で原告に対する治療を行おうとしていたにもかかわらず、原告が、診療とは関係のない男女関係の問題を持ち出して、被告と口論した上、腹を立てて自ら被告医院を退出したものであるから、被告においていわゆる診療拒否をしたものとは到底いうことができない。したがって、同日に診療拒否という債務不履行(診療契約上の義務違反)ないし不法行為があったとする原告の主張は、理由がない。  次に、同日以後の被告の原告への対応についてみるに、その対応は…外形的には診療拒否に当たるといえる。しかしながら、原告は、歯の診療とは全く関係のない男女交際を求めることを主たる目的ないし動機として被告の診療を求めていたことが明らかであるし、実際にも、被告医院において、他の患者も居合わせる場で、いかにも被告との間に個人的交際があるかのような虚偽の内容ないし誤解を招く内容の発言をするなどしたことがあったのであり、歯科医師である被告が上記のように診療拒否をしたのも、そのような事情があったからであることが容易に推察される。したがって、上記診療拒否には正当な理由があったということができ、その診療拒否について被告は債務不履行責任や不法行為責任を負わないというべきである。	被告は、…原告が被告医院に来院するのは診療を受けることに藉口して被告に交際を迫るのが目的であり、このまま被告が原告の診療を担当するとトラブルが生ずるおそれがあると考えて、同年11月28日の原告の診療については被告の夫の経営する歯科医院に勤務するA歯科医師(昭和44年生の男性)に担当してもらうことにした。なお、原告の歯の治療については、同日の治療をもって終了するという段階になっていた。	請求棄却  診療最終日とその後について区別して論じている。

通番	裁判例・出典	医療機関	請求原因	医療機関と患者との信頼関係が破壊されていること等	診療拒絶の患者への影響等	結論その他備考
3	平成17年11月15日東京地裁判決  WESTLAW 2005WLJ PCA111 50004	被告である医師が開設した無床診療所(外科・内科・胃腸科)	午前7時40分ごろ、出勤途上で転倒した原告が最寄りの病院に診療を求めたところ、これを拒絶されたとして損害賠償請求した。	<p>被告は、妻から転倒してけがをした患者が玄関前に来て診療を希望している旨を告げられ、玄関ドアを開けて玄関先にある3段の階段の最上段に出たところ、階段下に原告が立っていた。被告が、今何も用意ができておりませんので、うちでみるより救急病院に行かれた方がよいと思いますと言うと、原告は、せっかくここまで来たのになどと言って不満げな様子を示した。そこで、被告が、それではお入りくださいと言ったところ、原告が、語気鋭く、「こんな階段上れない。」と言ったため、被告は、救急車を呼びましょうかと申し出た。</p> <p>これに対し、原告は、激昂して、「自分で呼ぶ。」と言い放って携帯電話で救急車を呼んだ。被告は、これ以上その場にとどまっていると原告を更に刺激するのではないかと考えて、y医院の中に戻った。救急車は、午前7時51分に現場に到着し、原告は、ストレッチャーで救急車に乗せられてa病院へ搬送された。</p> <p>前記1で認定したところによれば、原告は、被告から救急病院に行った方がよいと勧められ、最終的にこれに応じて自ら救急車を手配したものであって、被告が診療を拒否したものとは認められない。したがって、原告の主張は前提を欠き、採用することができない。</p>		<p>請求棄却</p> <p>医療機関の診療拒絶行為がないとの事実認定をしたからこそ、患者の不利益等について判示しなかったものと思われる。</p>

通番	裁判例・出典	医療機関	請求原因	医療機関と患者との信頼関係が破壊されていること等	診療拒絶の患者への影響等	結論その他備考
4	平成20年4月10日岐阜地裁判決  医療判例解説20号68頁・WESTLA W2008W LJPCA4 109002	〇〇市民病院(以下「原告病院」という。)を開設、運営する地方公共団体	本訴は、地方公共団体が、5年間以上にわたり入院したまま退去しない被告に対し、①原告病院の医師が、被告に対して行った急性心筋梗塞の治療に係る医療事故に基づく損害賠償債務が存在しないことの確認、②入院契約が終了したことに基づく原告病院からの退去、③未払診療費及び食事負担金の支払を求めた事案である。	<p>入院を伴う診療契約は、病院の入院患者用施設を利用して、患者の病状が、通院可能な程度にまで回復するように、治療に努めることを目的とした民法上の契約であり、医師が、患者の病状が、通院可能な程度にまで治癒したと診断した場合に、同診断に基づき病院から患者に対し退院すべき旨の意思表示があったときは、医師の上記診断が医療的裁量を逸脱した不合理なものであるなどの特段の事由が認められない限り、入院を伴う診療契約は終了し、患者は速やかに入院患者用施設である病室から退去する義務を負うものと解される。</p> <p>上記入院を伴う診療契約の終了と患者の退去義務は、同契約の性質上当然のこととして、契約当事者の合理的意思表示により、同契約の内容となっていると解すべきである。</p> <p>当初の治療目的である心筋梗塞については平成16年7月1日の時点で、本件事故における正中神経不全麻痺及びRSDについては、平成17年10月31日の時点で、被告の病状は通院治療でコントロールできると診断されていること及び平成16年7月2日以降には、原告病院は被告に対して、入院治療の必要性がないこと及び退院すべき旨を告げていることが認められることから、遅くとも平成17年10月31日の時点で原告・被告間の入院を伴う診療契約は終了しているといえる。</p>	<p>被告は、収入、資産及び居住先がないこと、被告の就労が困難である原因が原告病院の医療過誤にあるのに原告が賠償金を支払っていないことなどから、原告の被告に対する退院請求は、信義則に反し許されないと主張する。</p> <p>しかし…本件事故において原告病院に過失があったことは認められないこと、現在、被告は1人で車で外出することができるなど、日常生活に大きな支障のないことなどが認められ、退院した場合であっても通院加療により病状をコントロール可能であることなどが推認できることのほか、被告を扶養すべき親族が存在することなどがみられることなどにかんがみると、原告が被告に対して退院請求することが信義則に反するものではない。</p>	<p>地方公共団体の本訴につき請求認容。患者からの医療過誤に基づく損害賠償請求反訴棄却。</p> <p>控訴審である平成20年12月2日名古屋高裁判決は患者からの控訴棄却(医療判例解説20号59頁・WESTLAW2008 WLJPCA120290 01)。</p> <p>広い意味での診療拒絶であるが、医療機関による診療契約の解除ではなく、入院契約が目的を達して終了したという事案である。</p>

通番	裁判例・出典	医療機関	請求原因	医療機関と患者との信頼関係が破壊されていること等	診療拒絶の患者への影響等	結論その他備考
5	平成20年11月27日東京地裁判決  WESTLAW 2008WLJ PCA112 78003	歯科医院	被告が開設する歯科医院で矯正治療を受けていた原告が、被告からの診療拒否等で損害を被ったとして損害賠償請求等に及んだ。	原告は、被告の指示により平成18年下旬に下顎の歯槽骨内のワイヤーを除去した後、歯の位置が沈み始め、上歯、下歯の歯の隙間が5ミリメートルほど開き下歯が前にずれた(開咬の状態が悪化した)ため、平成19年1月初期に被告に治療を求めたにもかかわらず、被告が治療を行わず、同年7月ごろに原告に治療費の未払分と追加費用の支払を求めたことが診療拒否に当たり、被告に債務不履行又は不法行為があったと主張している。  まず…、証拠によれば、平成17年7月15日の時点において原告の左側の下顎の歯槽骨内のワイヤーが完全に除去されていることが認められ、他方、平成18年中に原告の歯槽骨内のワイヤーが除去されたことを認める証拠はない。  また、…被告が原告の求める治療を行わなかったのは、原告が本件契約書に記載された治療に応じず、本件契約書に記載された治療方法とは異なる内容の治療を求めたことによるものであると認められるから、被告が原告の求める治療を行わなかったことについて、被告に債務不履行ないし不法行為責任を問うことはできないと解すべきである。	平成19年1月6日に被告が原告の診療要求を断ったのは、原告の要求が突然のものであり、かつ、緊急の処置を行う必要はないと判断された一方で、他の患者の予約が詰まっていたからであることが認められるから、同日、被告が原告に対する治療を行わなかったことについて、被告が債務不履行ないし不法行為責任を負わないことは明らかである。	請求棄却  患者は顎間ゴムの装着を拒絶したこと、下顎歯槽骨内ワイヤーを除去した後に歯の位置が沈みだしたと主張するも、その時期には既にワイヤーが除去されていたこと、患者の要望によるブラケットの位置変更に伴い矯正器具の作り直しが必要となって費用が嵩んだため追加費用を請求したところ患者が拒んだこと等が認定されている。

通番	裁判例・出典	医療機関	請求原因	医療機関と患者との信頼関係が破壊されていること等	診療拒絶の患者への影響等	結論その他備考
6	平成24年5月10日大阪地裁堺支部決定(診療行為再開請求仮処分命令申立事件)  医療判例解説69号16頁・WESTLA W2012W LJPCA0 5106005	大学付属病院	診療を拒絶された患者(債権者)が、病院(債務者)の診療拒絶には正当な事由がないとして、継続的診療契約に基づきこれを再開するように求めた仮処分事案	<p>債権者は、平成23年1月頃から特定の看護師の言動に対する不満を看護師や医事事務職員に繰り返し訴えるようになるなどし、a病院においては、職員が対応に時間を取られるようになっていたこと、債権者の要求や苦情は次第にエスカレートし、a病院では、看護師や事務職員の業務に支障を来すようになったこと、同年7月からは、必ずしも緊急を要する事態ではないにもかかわらず、深夜、病院側の受入体制が不十分な時間帯にスポラミンの注射のために来院するようになった上、診療代金の支払を巡ってトラブルとなったこと、a病院で債権者に対する対応をM業務課長に一本化すると、苦情や理不尽な要求を更にエスカレートさせ、a病院においては、患者と医療機関との間で構築されるべき信頼関係を維持することが困難な状態に陥ったことが認められる。</p> <p>債務者は、このような状態の下、限られた数のスタッフによって多数の患者に対する診療義務を果たすことを求められる病院として、本件診療拒否に至ったものであり、これには合理的な理由があるものと認められる。</p>	<p>債権者はa病院でスポラミンの投与を受けることができなくなるが、スポラミンと同様の効能を有する薬剤は多数あることは前記のとおりであり、添加物等による副作用の発現に留意する必要があるものの、他の薬剤により、同様の治療効果を上げることが十分考えられるところである。</p> <p>そして、前記継続的な診療の積み重ねによって蓄積された診療情報についても、a病院から他の医療機関に提供することにより診療に生かすことが可能である。そうすると、債権者がa病院における診療を継続することが症状の治癒ないし改善にとって不可欠であるとまではいい難い。</p>	患者(債権者)の申立却下。平成24年9月19日大阪高裁決定はこれに対する患者からの抗告を棄却した(医療判例解説69号8頁・WESTLAW2012 WLJPCA09196006)。

通番	裁判例・出典	医療機関	請求原因	医療機関と患者との信頼関係が破壊されていること等	診療拒絶の患者への影響等	結論その他備考
7	平成24年9月14日青森地裁判決  医療判例解説59号151頁	国立大学医学部付属病院	大学病院で不妊治療を受けていた夫婦である原告らが、大学に対して訴訟提起したことにより、大学病院から不当に以後の診療を拒絶されたとして損害賠償を求めた事件の控訴事件(原審平成23年12月16日弘前簡裁判決・医療判例解説56号15頁)	<p>控訴人〇子は、被控訴人との間で、平成20年2月1日、本件不妊治療契約を締結し、同契約に基づいて、同年9月29日から平成22年8月19日までの間、本件病院において継続的に本件不妊治療を受けており、同日、次回の診療日を同年9月24日とする予約をしたが、平成20年10月ごろに発生した培養器の電源にかかるトラブルに端を発する別件訴訟が控訴人ら及び被控訴人との間で平成22年8月24日に係属したため、被控訴人は、同年9月13日ごろ、控訴人〇子に対し、本件書面を送付したものであって、このような事実経緯に照らせば、別件訴訟の提起が本件書面送付の契機となったものであり、また、本件書面には、裁判の当事者間での今後の治療は困難である旨、控訴人〇子には転医を検討されたい旨、同月24日の予約も含めて診療を延期させていただく旨など、このままでは本件不妊治療を従前通り受けられない可能性があることを示唆する内容の記載があることは否定できない。</p> <p>しかしながら、他方で、本件書面には、転医について検討の上、その結果をA医事課長に連絡するようお願いする旨、連絡をいただけるまでは診療を延期させていただきたく、よろしく願い申し上げる旨も記載されているのであって、被控訴人はとりあえずは自発的な意思に基づく転医を促した上で控訴人〇子の対応を待つこととしたと解されるから、同書面をもって、今後の診療を拒絶する旨の明白な意思表示を読み取ることはできない。</p> <p>また…控訴人〇子は、本件書面を送付されてから、A医事課長に対し、何ら連絡をしていないのであって、仮に控訴人〇子が本件病院における本件不妊治療の継続を希望する旨の回答をした場合であってもなお、被控訴人大学が控訴人〇子に対し今後は治療をしない旨回答したであろう蓋然性を認める証拠もない。</p>		控訴棄却  本件はそもそも医療機関が診療を拒絶した事実はないとしたものであるから、診療拒否によって患者が被る不利益の内容や程度について判示していない。

通番	裁判例・出典	医療機関	請求原因	医療機関と患者との信頼関係が破壊されていること等	診療拒絶の患者への影響等	結論その他備考
8	平成26年5月12日東京地裁判決  WESTLAW 2014WLJ PCA051 28007	医療法人財団	原告の開設する病院で形成的椎弓切除術を受けた被告が、病院に長時間居座り、大声で不満を述べたり、3年以上前の同手術の説明や謝罪を要求するなどして病院の業務を妨害したとして、医療機関が、被告に対して、病院への立ち入りや妨害行為の禁止のほか、診療契約上の債務を負担していないことの確認を求めた。	<p>被告は、本件手術後に通院を止めてから約3年半後の平成22年6月23日に本件病院に再び来院し、他院へ通院するのに必要であるとして、原告が保持する被告の医療記録の開示を求めたものであるが、開示された医療記録やA院長からの説明に不審を抱くとともに、A院長の言動等の原告の対応に不満を持ち、本件説明会の場において、A院長に対して謝罪を求めた上、A院長からの説明は信用できないとの趣旨の発言をし、さらに、本件説明会終了後には、A院長が何について謝罪したのか明確にするよう求める旨の書面を提出し、その後も本件病院に来院してA院長からの謝罪等を求めていたものである。</p> <p>このような被告の言動からすれば、病院が患者に対して医療行為を行う上での基礎となる原告と被告との間の信頼関係は、もはや適切な医療行為を期待できないほどに破壊されているといわざるを得ない。</p> <p>これに加え、被告自身、今後本件病院において診察を受けるつもりはないと述べていることも併せ考えると、本件手術等の医療行為に関しての原告の被告に対する診療義務ないし問診義務は、履行できない状況に陥っているというべきであるから、現時点においてこれらの義務が存在するとは認められないというべきである。</p> <p>…前記認定判断のとおり、原告と被告との間の信頼関係は適切な医療行為を期待できないほどに破壊されていることからすれば、原告には被告からの診察の求めを拒否する正当な事由があるというべきである。したがって、原告が被告の診察をしないことが応召義務に反するということはできず、被告の前記主張は、採用することができない。</p>		<p>医療機関と患者との間の債務不存在確認は認容したが、病院への立ち入りや妨害禁止請求は棄却した。</p> <p>本判決が患者側の事情について判示していないのは、本件手術後3年以上通院していなかったことや他院に通院していること、患者自身、本院に通院する意思がないと述べていること等から、当然に通院拒絶により被る不利益はないと判断したからなのだろうか。</p>



通番	裁判例・出典	医療機関	請求原因	医療機関と患者との信頼関係が破壊されていること等	診療拒絶の患者への影響等	結論その他備考
9	平成27年9月28日東京地裁判決  WESTLAW 2015WLJ PCA092 88027	大学付属病院精神・神経科	ADHD及び神経症の治療のため被告病院のB医師の診療を受けていた原告が、被告表院から不当に診療を拒絶されたとして損害賠償請求をした。	遅くとも平成23年1月以降、原告は、B医師の診療や被告病院の窓口対応を含む他の職員の対応について、被告病院の患者相談窓口に対し、不平や不満を述べ、様々な要求を繰り返す状況にあったこと、そのような状況下の同年2月8日、原告が、B医師の診療に、相談窓口担当者であるEを同医師の了解を得ずに立ち合わせようとしたこと、B医師は、このような原告の対応から、同人との間には診察・診療行為に必要とされる患者と医師との信頼関係がなくなっており、このまま診療行為を継続することに治療上の問題があると判断せざるを得なかったこと、その後、原告は、B医師以外の被告病院精神・神経科の医師の診療を受け、あるいはB医師が作成した紹介状等を利用して他の医療機関の診療を受けたが、以上の経過で診療を担当した医師の診療方針に納得せず、原告自らの判断に基づいてリタリンの処方を希望し、その後も、弁護士を通じ、あるいは法的手続を予定してB医師の診療再開を求めるなど、原告に対してリタリンの処方を行う医師の診療を受けられるように求めるような状態で、結局、被告病院の医師において、原告に対する適切な診療行為を行うことが困難であると判断したとしてもやむを得ない状況にあったことが認められる。  そうである以上、被告病院において、やむを得ない措置としてされた本件診療拒絶には正当な事由があるといわざるを得ないもので、これをもって直ちに原告に対する診療契約上違法な債務不履行であると認めることはできない。	なお、B医師ないし被告病院と患者である原告との間で、診察・治療行為を行うために必要な信頼関係を失わせることになった原告の言動が、原告自身が抱える病気の状態として現出したものであることを否定できないが、そうだからといって、このような状況下で原告の診療に応じられないものと判断した被告病院の対応が違法であり、原告に対して損害賠償義務を負うべきものであると認めること相当ではない。	請求棄却  B医師がナルコレプシーに限ってのみ処方認められているリタリンをそうではない原告に処方していたことを知った被告大学病院は、B医師に原告の診療を継続させることはできないという判断が影響しているように思える。

通番	裁判例・出典	医療機関	請求原因	医療機関と患者との信頼関係が破壊されていること等	診療拒絶の患者への影響等	結論その他備考
10	平成28年2月9日東京地裁判決  判例タイムズ 1444号 246頁	歯科医院	Y1(医療法人)の開設する歯科医院でY2(歯科医師)によるインプラント治療を受けた原告が、歯科医師が原告の意向及びインフォームドコンセントを無視し、一方的に診療を拒否したと主張して損害賠償を求めた。	<p>被告Y2が、原告の意向及びインフォームドコンセントを無視したとは認められず、本件治療自体に信頼関係を破壊するような問題があったとは認められない。</p> <p>また、証拠によれば、原告は、被告Y2や本件歯科医院の職員から、喫煙はインプラント治療において骨結合不全を起こすことがあるため控えるようにと再三にわたって注意されていたにもかかわらず、煙草を1日1箱吸ってしまうなど、診療上の指示を守らないことがあり、さらに、被告Y2や本件歯科医院の職員に対し、「てめえうそついてんじゃねーよ」「私がそういう話で契約したんだから、やれよ」「最初の時に出来ると言ったことがなぜ出来ないの！！？」「サギじゃん！！！！」「プライドもってやって下さい。△△の社長に、『おたくの載せてる歯医者こんなことやってます』って言ってやるか」などの暴言を繰り返していたことが認められる。</p> <p>なお、原告がこのような暴言に及んだのは、本件治療の期間が原告の期待よりも長引いたことに不満や苛立ちを覚えるようになったためであると考えられるが、これには原告の意向によりイミディエートを行わなかったことや原告が仮歯を調整する時期に他院でリフトアップ手術(頬に糸を挿入して挙上する美容整形手術)を受けていたことも影響していると認められ、被告Y2が本件治療を不相当に遅滞させたものとは認められない。</p> <p>以上のことから、原告と被告Y2との間の信頼関係が破壊された原因が本件治療にあるとは認められない。</p>	原告の言動により原告と被告Y2との間の信頼関係が破壊されていたと認められることに加え、本件治療が上部構造の装着完了まで実施されていたこと、原告が本件歯科医院から実施済みの治療行為に関する治療費を請求されたのに対し、支払を拒否する客観的に合理的な事情もうかがわれないのに、原告本人の主観的な不満を理由として支払を拒否することが複数回あったこと等の事実関係に照らせば、被告Y2が原告の診療を拒否したことには「正当な理由」があるものと認められ、不法行為を構成するものとは認められない。	請求棄却

通番	裁判例・出典	医療機関	請求原因	医療機関と患者との信頼関係が破壊されていること等	診療拒絶の患者への影響等	結論その他備考
11	平成28年10月20日東京地裁判決  WESTLAW 2016WLJPCA102 08004	エクササイズや食事療法を中心としたアンチエイジング目的の診療を目指して設立され、加圧トレーニング、食事療法、最新美容治療機器、ナチュラルホルモン補充療法、鍼治療などの東洋医学を組み合わせた総合治療を行う医療施設	原告が医師である被告が開設・運営するクリニックにおいて継続的に診療を受けていたところ、被告が正当な事由なく診療を拒否したため、脱毛、睡眠障害などの症状が生じたとして、被告に対し診療契約上の債務不履行に基づく損害賠償等の請求を求めた。	原告は〇〇医大ペインクリニックで受けていた慢性疼痛の治療を補充するため、本件クリニックへの通院を開始したところ、被告は、平成25年4月12日の診察時に原告には不安要素に加えてパーソナリティ障害があるのではないかと疑い、同年5月25日の診察時には、原告が訴え続ける不眠の症状につき、慢性疼痛、慢性疲労及びパーソナリティ障害が複雑に寄与して生じているものと考え、その治療については〇〇医大ペインクリニックや専門医を受診してもらうよう原告に対し説明を行っていたこと、その後、原告は仕事上のストレスから過食やアルコールの多飲を自制できない状態にあったところ、被告は、この状態は境界性パーソナリティ障害に由来するものと考え、その治療方針についてA医師に相談をしていたこと、原告は、B医師ではなく、被告によるカウンセリングを求めたが、被告は、本件クリニックは、チームで治療方法を提案する方針であり、B医師によるカウンセリングも行うことを説明し、原告の了解を得ていたこと、そのような状況にあった同年7月13日、午後2時からのカウンセリングの受診に関し、原告は本件クリニックの治療方針を理解した旨述べていたにもかかわらず、B医師によるカウンセリングの申出に応じず、被告によるカウンセリングを求め続けた上、本件クリニックのスタッフに対し強く不満を述べるなどしたこと、同月14日のメールにおいても、原告は、被告によるカウンセリングを求めるとともに、B医師への不満を記載したことが認められる。 そして、被告は、以上の経過から、原告との間の信頼関係が失われ、本件クリニックにおいて引き続き原告の診療を行うことは困難であると考えるとともに、当初予想されたよりも社会的、心理的な要因による原告の精神状態の悪化が進行しているため、高次医療機関に当たる〇〇医大ペインクリニックに原告の治療を戻し、今後の治療方針につき主治医であるA医師の判断に委ねるのが相当と考え、その旨…原告に説明したのであって、被告の判断は、やむを得ないものであったと認められる。	原告は、本件クリニックでの診療を受けられなくなったことにより、従前処方されていたサプリメント等の入手ができなくなったことや、被告から紹介を受けた診療施設の代替可能性は不明であったことを指摘するが、高次医療機関である〇〇医大ペインクリニックにおいては、その点を含めて必要に応じて適切に対応されることが予想され、本件クリニックでの診療の継続より、〇〇医大ペインクリニックにおいて今後の治療方針の検討を委ねることにした被告の判断が不合理であったとはいえず、従前処方されていたサプリメント等の入手方法がなくなった点や代替施設の有無等の点をいう原告の主張は採用できない。	請求棄却。控訴審である平成29年3月8日東京高裁判決は控訴を棄却した(WESTLAW 2017WLJPCA03086009)。